

小郡市監査委員公表第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年5月31日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年5月6日から令和4年5月20日まで
- 2 監査対象 都市建設部 都市整備課
- 3 監査範囲 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

駅前モニュメント点検委託契約において、業務委託何決裁日（2021年4月1日）以前の日付（2020年3月4日）の見積書にて契約締結を行っていた。また契約は1者による随意契約としているが、この点検業務は他者でも実施可能と思われ、金額的に随意契約が可能だとしても、1者ではなく3者以上の見積り合わせとすべきであった。

公共調達について、競争性及び透明性の確保が必要であり、市民から疑念を抱かれるようなことはあってはならない。契約事務を行う際には、関係法規及び手引き等を確認し、関係課の指導を受け、適正な処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（2件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（2件）

①調定時期が適正でないもの

②証紙収入の調定手続が適正でないもの

（3）旅費支払事務（1件）

①出張命令が適正でないもの

（4）契約事務（7件）

①契約事務手続が適正でないもの

②必要書類の提出がなされていないもの

③請書及び提出書類に不備があるもの

（5）公有財産管理事務（1件）

①財産台帳の記載に不備があるもの

（6）物品管理事務（2件）

①公印台帳及び公印の管理が適正でないもの

②備品台帳及び備品の管理が適正でないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。